

令和8年熊本地震からの復旧・復興のための 県の組織体制の整備について

令和8年8月31日 総務部人事課

1 組織改正の趣旨

- 令和8年熊本地震からの一日も早い被災者の住まいや生活の再建などの復旧・復興の実現に向けて、令和8年9月1日付けで、必要な組織体制を整備する。

2 改正事項

(1) 市町村課に「復旧・復興支援班」を新設

- 復旧・復興に向けた職員派遣の調整を含め、市町村の行政体制確保を支援するため、市町村課に「復旧・復興支援班」を新設

(2) 健康福祉政策課に「すまい対策室」を新設し、同室内に「応急仮設住宅班」及び「みなし仮設住宅班」を新設

- 被災者の住まいの再建支援に専任的・集中的に取り組むため、健康福祉政策課に「すまい対策室」を新設し、同室内に、「応急仮設住宅班」及び「みなし仮設住宅班」を新設

(3) 循環社会推進課に「災害廃棄物処理支援班」を新設

- 災害廃棄物の処理、損壊家屋等の公費解体に係る市町村支援を専門的・一体的に行い、迅速かつ計画的な進捗を図るため、循環社会推進課に「災害廃棄物処理支援班」を新設

3 増員を行う業務

- 被災市町村の復旧・復興に向けた取組みの支援【市町村課】
- 被災者の生活再建支援、住まい対策の強化【健康福祉政策課】
- 災害廃棄物の処理、公費解体に係るマネジメントや広域調整等の市町村支援【循環社会推進課】